

全国町村議会議員の皆さまへ

団体補償制度 傷害総合保険

令和5年度版

保険期間終了まで保管ください

ケガの 保険

議員活動中の事故によるケガ

自宅で寝て転倒によるケガ

地震によるケガ

友人からかりている
カメラを破損させた

自転車で他人にケガを負わせた

同居の子供や孫が
他人のものを破損させた

◆ 地震・噴火等またはこれらによる津波に起因するケガも
補償対象となります！

◆ 中途加入も随時受付！ 議会議員退職時に継続加入も可能！

ケガをされた場合の保険金の請求先は

損保ジャパン事故サポートセンター

0120-727-110 [受付時間]
24時間・365日

制度名称【全国町村議会議員 団体補償制度】証券番号：912310K800



LINEの
保険金請求は
こちらから

全国町村議会議員互助会

全国町村議会議員団体補償制度の内容

1

制度の特長

特長

ワイドな補償! 議員・退職議員の皆さまのための制度です!

議員・退職議員本人の公務中のケガから日常生活のケガまで、国内・海外を問わず補償されます。

- 入院保険金・通院保険金は1日目から治療費に関係なくお支払いします。
- 入院は、1,000日目まで補償の対象となります。(通院は事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)
- 地震によるケガも補償の対象となります。
- すでに他の傷害保険等にご加入の場合にも、ご加入できます。

ご家族全員の、日常生活の法律上の賠償責任も補償します。

- 個人賠償責任の補償は、本人型・夫婦型ともにご家族全員が対象です。

全国の町村議会議員・退職議員による制度です。

- 議会議員を退職後も、継続してご加入いただけます。(掛金は口座振替となります。)

2

お支払事例

※下記は事例であり、実際のお支払いは事故状況や損害の状況によります。
※ケガの保険のため病気は対象外です。

■ ケガ

- 車での移動中に単独事故を起こし、首を痛めた



お支払保険金
約18万円

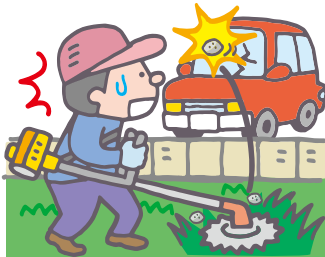
- 雪かきを行っていた際に滑って打撲、背中や腰を痛めた



お支払保険金
約20万円

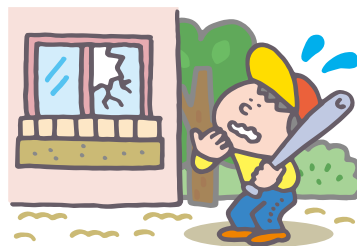
■ 個人賠償責任

- 庭の整備のため草刈り機を使用中、飛び石により他人の車を傷付けた



お支払保険金
約33万円

- 同居の孫が隣家の窓を壊してしまった



お支払保険金
約7万円

(※) 保険金をお支払いできない主な場合については5ページ下段以降をご覧ください。保険金のお支払方法等重要な事項は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。



LINEの
保険金請求は
こちらから



ケガの
保険

特
長

お手続きは簡単です！

- ご加入の際、医師の診査は不要です。ご年齢に関係なく、ご加入いただけます。
- 掛金（保険料+事務運営費）は、年間：本人型 24,000円／年間：夫婦型 38,000円です。
- 保険期間は1年間です。以降1年ごとに自動継続となりますので、お手続きのお手間が掛かりません。
- 加入タイプ（本人型・夫婦型）変更は、7月補償開始の場合のみの受付となります。

夫婦型のご加入を
おすすめします。

加入タイプ変更
（本人型から夫婦型）の
お手続き方法はP4を
ご覧ください。

3 保険金額と掛金（保険料+事務運営費）

（※）昨年度と保険金額が異なります。（保険期間1年間 職種級別A級 天災危険補償特約、後遺障害等級限定補償特約（第1級～第3級）、特定感染症危険補償特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット）年払

加入タイプ	本人型（A型）	夫婦型（C型）	
ケガの補償の対象者	加入者（議員・退職議員）本人	加入者（議員・退職議員）本人	配偶者
補償内容	保険金額	保険金額	保険金額
死亡・後遺障害	860万円	860万円	202万円
入院	日額4,000円		
通院	日額2,500円		
手術	重大手術 の場合 入院保険金 日額の40倍	重大手術 以外の場合 入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍	
特定感染症危険補償	特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合や入院・通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金（180日限度）、通院保険金（180日以内の90日限度）をお支払いします。また、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用（実費）に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。		
個人賠償	最高2億円（自己負担なし）		
掛金 （保険料+事務運営費）	24,000円	38,000円	
一時払保険料	22,000円	36,000円	
事務運営費	2,000円	2,000円	

- 事務運営費は本制度の運営に必要な費用（様式のとりまとめ、掛金の集金等）に充当しています。
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。（団体割引25%、過去の損害率による割増30%）
- 農林業事業者、漁業事業者、建設事業者等の危険度の高い職業に従事されている方は、保険金額が上記と異なります。

全国町村議会議員団体補償制度の内容

4

加入タイプ変更（本人型から夫婦型）のお手続方法

現職加入者

加入申込方法

募集期間

7月1日からの加入・変更等は**2023年6月1日(木)**までに各町村議会事務局にお申込みください。
中途加入のお申込みは、毎月可能です（現職者のみ）。
補償開始日（毎月1日）の前月20日までに、所定の掛金（保険料＋事務運営費）を添えて、各町村議会事務局にお申込みください。

- 1 加入申込
「加入申込書」（様式2）をご提出ください。
- 2 ご契約の更新
既加入者のご契約は自動的に更新されますので、
ご契約内容の変更や脱退の場合を除いて、新たにお手続きいただく必要はありません。
- 3 退職の場合
「退職者継続加入申込書」（様式4）をご提出ください。
（口座登録印でご捺印ください。）
- 4 氏名・住所・電話番号の変更
「変更・脱退通知書」（様式3）をご提出ください。
- 5 脱退
「変更・脱退通知書」（様式3）をご提出ください。

本人型から夫婦型への変更

加入タイプ（本人型・夫婦型）は、7月1日補償開始時のみ変更可能です。

- 加入タイプの変更
「変更・脱退通知書」（様式3）をご提出ください。
加入タイプの変更にともなう変更・脱退通知書は、必ず締切日（6月1日）までにご提出ください。
締切日以降に受領した場合は、加入タイプを変更できないことがありますので、ご了承ください。
※本人型と夫婦型は、重複してご加入できません。

掛金のお支払方法

掛金は、加入申込時に各町村議会事務局にて集金します。

※退職者継続加入者に移行した場合は、2023年9月12日（火）にご指定口座から引き落としします。

退職者継続加入者

加入申込方法

募集期間

ご契約内容の変更等は**2023年6月1日(木)**までに返信用封筒にて取扱代理店までご返送ください。

- 1 ご契約の更新
既加入者のご契約は自動的に更新されますので、
ご契約内容の変更や脱退の場合を除いて、新たにお手続きいただく必要はありません。
- 2 掛金引落口座の変更
「預貯金口座変更依頼書」を当パンフレット裏面のお問い合わせ先までご請求いただき、口座登録印にてご捺印のうえ、ご返送ください。
- 3 氏名・住所・電話番号の変更
「内容変更・脱退申込書」をご返送ください。
- 4 脱退
「内容変更・脱退申込書」をご返送ください。
※脱退されますと、再加入できませんのでご注意ください。

本人型から夫婦型への変更

加入タイプ（本人型・夫婦型）は、7月1日補償開始時のみ変更可能です。

- 加入タイプの変更
「内容変更・脱退申込書」をご提出ください。
加入タイプの変更にともなう「内容変更・脱退申込書」は、必ず締切日（6月1日）までにご提出ください。
締切日以降に受領した場合は、加入タイプを変更できないことがありますので、ご了承ください。
※本人型と夫婦型は、重複してご加入できません。

掛金のお支払方法

掛金は、9月12日（火）にご指定口座より引き落としします。

※ご指定口座の通帳には、「ギインホケン」と印字されます。

加入者証

加入者証は、大切に保管してください。加入者証は8月に送付予定です。

（10月になっても到着しない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。）
本制度は、地震保険料控除制度の対象外です。控除証明書は発行されません。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし【契約概要のご説明】

- 商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款に以下の特約等をセットして構成されています。個人賠償責任補償特約、天災危険補償特約、特定感染症危険補償特約、家族特約（夫婦用）、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、後遺障害等級限定補償特約（第1級～第3級）
- 保険契約者：全国町村議会議員互助会
- 保険期間：2023年7月1日午後4時から2024年7月1日午後4時までの1年間
保険期間の中途でのご加入は、毎月受付しています（現職者のみ）。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日（20日過ぎの受付分は翌々月1日）から、2024年7月1日午後4時までとなります。
- 申込締切日：【現職加入者】兼【退職加入者】6月1日（木）
- 加入対象者：町村議会議員等、町村議会関係職員、系統町村議会議長会職員がご加入できます（現職加入者）。
また、現職加入者から継続の場合にかぎり、退職後も継続してご加入できます（退職者継続加入者）。
- 被保険者：本人型は、被保険者（議員・退職議員）本人のみが保険の対象となります。夫婦型は、被保険者（議員・退職議員）本人がご加入すれば被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。被保険者本人との続柄はケガ、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- お手続き方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の取扱代理店（まちむら）までご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入申込書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン（送付した加入申込書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	書類の提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合 ^(※)	前年と条件を変更する旨を記載した「加入申込書」をご提出いただきます。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入申込書」をご提出いただきます。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入申込書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入申込書の修正方法等は取扱代理店（まちむら）までお問い合わせください。
(注) ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

- お支払方法：【現職加入者】掛金は、加入申込時に各町村議会事務局にて集金します。
※退職者継続加入者に移行した場合は、2023年9月12日（火）にご指定口座より引き落としします。
【退職加入者】掛金は、9月12日（火）にご指定口座より引き落としします。

- この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の各町村議会事務局までご連絡ください。
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 団体（全国町村議会議員互助会）のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。

(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

【「急激かつ偶然な外来の事故」について】

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注) 靴擦れ、腱鞘炎、野球肩、テニス肘、疲労骨折等のように継続的な身体への作用が進展して生じたものは、保険金支払の対象となりません。
また、すでに存在していた身体障害（経年性変化を含む）、疾病（リウマチ、糖尿病、変形性関節症、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症等）に対しては保険金をお支払いしません。

補償の内容 [保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合] 続き

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの ⑨ピックル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など
	後遺障害(重度後遺障害のみ)保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の78%^(※)~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 ※7ページ記載の〈別表〉の通り。 後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(78%^(※)~100%) (※)「後遺障害等級限定補償特約(第1級~第3級)」をセットしています。	
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)	
	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1) ②先進医療に該当する手術^(※2) 手術(重大手術^(※3)以外) 〈入院中に受けた手術の場合〉 手術保険金の額=入院保険金日額×20(倍) 〈外来で受けた手術の場合〉 手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) 重大手術^(※3) 手術保険金の額=入院保険金日額×40(倍) (注) 重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。 (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理(一般的な縫合手術を含む)、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3) 重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。))の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。	(※1) テロ行為とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1) ①通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等^(※)を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。 (※) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 ②固定期間を通院とみなさない場合の例 ・屈曲・伸展等の関節運動が可能な装具等を装着したとき(バストバンド、軟性コルセット、サポーター等) ・骨折、脱臼、腱・靱帯損傷以外の傷病名(捻挫、半月板損傷、打撲挫傷等)のとき ・ギプスやシーネによる固定の部位が指のみ等で手首・足首を含まないとき(包帯等による固定は含みません) (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。 (注3) 同日に複数の部位の治療または複数の医療機関における治療を受けても、保険金を重複して支払うことはできません。通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約】

特定感染症^(※1)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金（180日限度）、通院保険金（180日以内の90日限度）をお支払いします。

また、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用（実費）に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。

ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。

(※1)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または新型コロナウイルス感染症^(※2)をいいます。2023年2月現在、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。）腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。

(※2) 新型コロナウイルス感染症は、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。）であるものにかぎります。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償の補償 個人賠償責任保険^(注)	日本国内または国外において、被保険者^(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（自己負担額はありません。）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者^(※1)の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で受託した財物（受託品）^(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等^(※3)を運行不能にさせた場合 (※1) この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2) 次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話 ・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 など (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ^(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹（ひょう）、みぞれ、あらまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など (※1) 次のア. からウ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの (※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

補償の内容〔保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合〕 続き

【後遺障害保険金の別表について】

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼（そ）しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼（そ）しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	78%

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（ https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryoku/kikan.html ）
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方（※1）および同性パートナー（※2）を含みます。 （※1）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 （※2）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと【注意喚起情報のご説明】

1. クーリングオフ

この保険は全国町村議会議員互助会を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

ご加入の際は、加入申込書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

(1) 加入申込書等のご記入にあたっての注意点

- 加入申込書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者（保険の対象となる方）には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。